保険からのお知 H

被保険者証が新しくなります

日 新しい被保険者証は、 出までとなっています。 有効期限は、 在使用している被保険 平成24年3 3 月 月 者 下 31 証

> が 市

必要です。

したら被保険者証をご持参のう ましたら記載内容の確認をお願 旬に郵送します。 いします。 へお申し出ください。 民税務課町民G 内容に誤りがありま お手元に届き (②の窓

険者証は各自で処分してくださ また、 有効期限の切れた被保

新しい のことをご確認ください 被保険者証が届いたら

届いた 届かない ど他の保険に加入している方) 険など他の保険に加入していな ○資格があるのに被保険者証が ○資格がないのに被保険者証 (転出、死亡、社会保険な (転入、出生、 社会保

月 ※就職や退職に伴い、 ○記載内容 日)に誤りがないか 住 所、 氏 会社 名 0 生 寉 社

> 役場に届出が必要です。 会保険に加 ※就学や施設入所などで、 町村に転出する場合にも届出 入・脱退した場合は 他 の 証

被保険者証等の再交付

G 請 紛失・破損され ができます。 被保険者 (②の窓口) 証 にて再交付 た場合は、 高齡受給者 町 0 証 申 民 を

委任状 証明書をご持参ください。 主以外の方が申請する場合は、 出が必要です 主にありますので印鑑、 国民健康保険の届出義務は (窓口にもあ ります) 身分 世 Ø} 世

国民健康保険 有效解除**平成 25** 年 3 月 31 日 記号 特品联系征 123 456789 8 五霞 太郎 生年月日 昭和 57 年 12 月 31 日 東極歌舞月日 昭和 57 年 12 月 31 日 世帯主氏名 石間 大田 五限 太郎 茨城県被島郡五陽町大字〇〇△△ 平成 24 年 4 月 1 日 茶妹県被島郡 五 商 町 TEL 0290-84-1111 080861 交付年月日 保険者の名称 保険者番号

者 70 !証をご確認ください 歳 から74歳の方は高齢 受給

となっています。 箙 は、 現 在 が平成24年3月31日 被保険者証と同様に有効 |使用している高齢受給者 (土) まで

定以上の所得のある方は3割負 では1割)」と記載された受給者 ままとなりましたので負担割合 担となります。 証を郵送いたします。 2割 (担金が、平成24年度も1割 医療機関窓口で負担する一 (平成24年7月31日ま なお、一 \mathcal{O}

け 妆 意となる一定の障害認定を受 た方は除きます。 また、後期高齢者医 **公療制度** \mathcal{O}

行いますので、 年7月31日となります。 毎年7月に負担割合の判定を 有効期限は平成

送付となりますのでご注意くだ 保険者証とは別の封筒での

後期高齢者医療被保険者 (新は7月末です 証 の

24年7月31日です。 上で障害認定を受けている方) れている方(75歳以上、 被保険者証の有効期限は平成 期高齢者医療保険に加 65 歳以 入さ

> 1 では引き続き現在のものをお使 を郵送いたしますので、 ください。 7 户 下旬に新しい被保険者証 期限ま



被保険者証に臓器提供意思 示欄を設けました

作成しました。 器提供の意思表示をする欄を 新 L 1 被保険者証 0 裏面 に

われている方 後に臓器を提供しても ・脳死後及び心 臓が停止した死 いと思

いる方 器を提供してもいい ・脳死後は臓器提供したくな 心臓が停止した死後には臓 と思わ ħ

れ ている方 臓器を提供したくないと思わ

容を他人に知られたくない方に いうものではありません。 必ず記入しなければならないと きます。 自 また、 分の意思を表示することがで このように臓器提供に関する 意思を表示した方で内 記入は任意ですので、

ことで、 ります。 は、 できます。 。個人情報保護シール 意思表示欄の上に貼る 個人情報を守ることが が

あ

希望される方はお申し G "個人情報保護シール"は (②の窓口) にありますの 出くださ 町 民

国民健康保険税 こ注意ください の 納 め忘 れ

期限 交付されることになります。 る「※被保険者資格証明 玉 通常の 医療費が全額自己負担にな の短い 民 康保険税に滞納 被保険者 「短期被保険者証 証より有 が あ が

窓口) ことですので、 ご希望される方は税務の 維持していくうえで、 保険制度であり、 る保険税の収納確保は、 や口座振替制度も有りますので、 意ください。 者間の公平を図るうえで重要な 相互扶助で成り立っている社会 国民健康保険は加入者全員 までお越しくださ 町では、 納め忘れにご注 その財源とな 納税相 また加入 制度を

険証とは異なります。 ŧ ※被保険者資格証明書とは ることの 国民健康保険の被保険者であ \mathcal{O} 前述のとおり通常の保 証明のみを効力とする